

平成24年3月30日
長崎県公安委員会規則第5号
最終改正 令和5年3月24日

長崎県暴力団排除条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において、使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(情報提供)

第3条 条例第13条第1項に規定する情報の提供（以下単に「情報の提供」という。）は、次に掲げる場合に行うことができるものとする。ただし、警察本部長は、第2号及び第3号に掲げる場合において情報の提供をしようとするときは、提供しようとする情報の範囲及び内容について慎重に検討の上その適否を判断し、その事案の概要、提供することの適否についての判断理由、提供の結果等について記録しておくものとする。

(1) 情報の提供に係る手続について法令の定めによる場合

(2) 条例第9条の規定に基づき県が訴訟の支援として情報の提供をする必要がある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、情報の提供が暴力団の排除のために必要不可欠であり、かつ、警察本部長からの情報の提供によらなければ暴力団の排除が困難であると認める場合

2 前項の場合において、警察本部長は、情報の提供をする相手方に対し、当該情報を暴力団の排除以外の目的に利用しないようにする等指導するとともに、当該情報の適正な管理を要請するものとする。

3 情報の提供の方法は、口頭によるものとする。ただし、情報の提供の相手方に守秘義務がある場合等、情報の管理のために必要な仕組みが整備されていると認められるときは、文書により提供することができるものとする。

4 情報の提供は、当該情報を必要とする者又は当該情報を必要とする者から委任を受けた弁護士に対して行うものとする。

(社会的非難関係者)

第4条 条例第16条の公安委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力した者
- (2) 暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者
- (3) 自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者
- (4) 法令上の義務としてする場合、情を知らないでする場合その他の正当な理由がある場合を除き、暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益の供与をした者
- (5) 前4号に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
(暴力団事務所の開設及び運営を禁止する区域の設定の基準となる施設)

第5条 条例第21条第1項第13号に規定する公安委員会規則で定める施設は、社会教育調査規則（昭和35年文部省令第11号）第3条第11号に規定する青少年教育施設とする。

(調査の手續)

第6条 公安委員会は、条例第29条第1項の規定により説明又は資料の提出を求めるに当たっては、説明の日時又は資料の提出期限までに相当な期間をおいて、説明又は資料の提出を求める者に対し、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

- (1) 説明又は資料の提出を求める理由
- (2) 説明又は資料の内容
- (3) 説明に係る文書若しくは資料の提出期限及び提出先又は口頭による説明の聴取の日時及び場所

2 条例第29条第1項の規定により、説明又は資料の提出を求められた者は、説明書・資料提出書（様式第1号）を提出しなければならない。ただし、口頭による説明を求められた場合であって、資料の提出を求められないときは、この限りでない。

3 公安委員会は、説明又は資料の提出を求められた者が指定された提出期限までに説明書・資料提出書を提出せず、又は指定された説明の聴取の日時に出頭しないときは、説明又は資料の提出を拒んだものとみなすものとする。

(口頭による説明の聴取)

第7条 公安委員会は、条例第29条第1項の規定により口頭による説明を求めるときは、警察本部長が指定する警察職員に説明を聴取させるものとする。

2 条例第29条第1項の規定により口頭による説明を求められた者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、説明日時等変更申出書(様式第2号)により、口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による説明の聴取の日時又は場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により口頭による説明の聴取の日時若しくは場所を変更するとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合において口頭による説明の聴取の日時若しくは場所を変更しないときは、速やかに、口頭による説明を求めた者に対し、説明の聴取の日時若しくは場所の変更の内容又は説明の聴取の日時若しくは場所を変更しない理由を文書により通知しなければならない。

(立入検査における証明書)

第8条 条例第30条第2項に規定する証明書は、身分証明書(様式第3号)とする。

(勧告の方法)

第9条 条例第31条第1項の勧告は、勧告書(様式第4号)により行うものとする。

(命令の方法)

第10条 条例第32条の規定による命令は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要し、文書により行ういとまがないときは、口頭により行うことができるものとする。

2 警察署長は、前項ただし書の規定により、口頭により命令を行ったときは、当該命令を行った後相当の期間内に文書により、次に掲げる事項を当該命令を受けた者に対して通知するものとする。ただし、当該命令を受けた者の所在が判明しないときその他命令を行った後において通知することが困難な事情があるときは、この限りでない。

(1) 口頭による命令を行った日時及び場所

(2) 命令の原因となる事実

(3) 命令の内容

(公表の方法等)

第11条 条例第33条第1項及び第2項の規定による公表は、長崎県公報への登載、イ

インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

2 前項の公表の内容は、条例第33条第1項及び第2項の規定により公安委員会が公表しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに公表の原因となる事実とする。

（勧告に係る公表）

第12条 条例第33条第2項の規定により公表することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 条例第31条第1項の勧告を受けた者が、当該勧告を受けた日から1年以内に正当な理由なく当該勧告に係る行為と類似の行為を更に反復して行ったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、当該勧告に係る行為によって著しく暴力団の排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合であつて、特に公表が必要であると認められるとき。

（意見を述べる機会の付与）

第13条 公安委員会は、条例第33条第3項の規定により意見を述べる機会を与えるに当たっては、意見の聴取の日時までには相当な期間をおいて、公表をしようとする者に対し、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

(1) 予定される公表の内容

(2) 公表の根拠となる条例の条項

(3) 予定される公表の原因となる事実

(4) 文書による意見の聴取にあつては当該文書の提出期限及び提出先

(5) 口頭による意見の聴取にあつては当該聴取の日時及び場所

2 前項第5号に規定する文書は、申述書（様式第5号）とする。

3 意見を述べようとする者は、意見を述べるに当たり、証拠資料を提出することができる。

4 公安委員会は、意見を述べようとする者が指定された提出期限までに申述書を提出せず、又は指定された口頭による意見の聴取の日時に出頭しないときは、意見がないものとみなすものとする。

（口頭による意見を述べる機会の付与）

第14条 公安委員会は、条例第33条第3項の規定により口頭による意見を述べる機会を付与したときは、警察本部長が指定する警察職員に意見を聴取させるものとする。

2 条例第33条第3項の規定により口頭による意見を述べる機会を付与された者は、

病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、意見の聴取日時等変更申出書（様式第6号）により、口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による意見の聴取の日時又は場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により口頭による意見の聴取の日時若しくは場所を変更するとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合において口頭による意見の聴取の日時若しくは場所を変更しないときは、速やかに、口頭による意見を述べる機会を付与した者に対し、意見の聴取の日時若しくは場所の変更の内容又は意見の聴取の日時若しくは場所を変更しない理由を書面により通知しなければならない。

（代理人の選任）

第15条 条例第29条第1項の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者又は条例第33条第3項の規定により意見を述べる機会を付与された者（以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、説明若しくは資料の提出又は意見の申述に関する一切の行為をすることができる。

3 当事者は、代理人の資格について、代理人選任資格証明書（様式第7号）を公安委員会に提出して証明しなければならない。

4 当事者は、第1項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書（様式第8号）により、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

（委任）

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和5年長崎県公安委員会規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

説 明 書
資 料 提 出

長崎県公安委員会 殿

住 所

氏 名



長崎県暴力団排除条例施行規則第6条第2項の規定により、下記のとおり提出します。
記

説明又は資料の提出 を求められた書面 の番号及び日付	第 号 年 月 日
説明又は資料の内容	
備 考	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

説 明 日 時 等 変 更 申 出 書

長崎県公安委員会 殿

住 所

氏 名



長崎県暴力団排除条例施行規則第7条第2項の規定により、下記のとおり説明の日時又は場所の変更を申し出ます。

記

説明又は資料の提出を求められた書面の番号及び日付		第 号 年 月 日		
変更申出事項	変更前	日時	年 月 日 時 分から	
		場所		
	変更希望	日時	年 月 日 時 分から	
		場所		
変更申出の理由				

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第3号（第8条関係）

（表）

第 号	
身 分 証 明 書	
写真	職 名
	氏 名
上記の者は、長崎県暴力団排除条例第30条第1項の規定 による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。	
年 月 日	長崎県公安委員会 印

8.5 cm

5.5 cm

（裏）

長崎県暴力団排除条例（抜粋）

第30条 公安委員会は、暴力団員が第20条の規定に違反する行為をした疑いがあると認めるときは、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、警察職員に、暴力団事務所に立ち入らせ、物件を検査させ、又は違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 号

勸 告 書

年 月 日

殿

長 崎 県 公 安 委 員 会 

長崎県暴力団排除条例第31条第1項の規定により、次のとおり勸告します。

勸 告 の 内 容	
違 反 の 事 実	

正当な理由なくこの勸告に従わなかったとき又は長崎県暴力団排除条例第31条第1項の勸告に係る違反行為が著しく暴力団排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、長崎県暴力団排除条例第33条第1項又は第2項の規定により、あなたの氏名、住所（法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）、公表の原因となる事実を公表することがあります。

申 述 書

長崎県公安委員会 殿

住 所

氏 名



長崎県暴力団排除条例第33条第3項に規定する意見は、下記のとおりです。
記

意見を述べる機会を付与された 書面の番号及び日付	第 年 月 日 号 日
公表の原因となる事実 その他当該事案の内容 についての意見	
備 考	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

意見の聴取日時等変更申出書

長崎県公安委員会 殿

住 所

氏 名

㊟

長崎県暴力団排除条例施行規則第14条の規定により、下記のとおり意見の申述の日時又は場所の変更を申し出ます。

記

意見を述べる機会を付与された 書面の番号及び日付		第 年 月 日 号	
変更申出事項	変更前	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
	変更希望	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
変更申出の理由			

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

代理人選任資格証明書

長崎県公安委員会 殿

住 所

氏 名

㊞

私は、長崎県暴力団排除条例施行規則第15条第1項の規定により、下記の者を代理人として選任し、説明若しくは資料の提出又は意見の申述に関する一切の行為をすることを委任します。

記

種 別	<input type="checkbox"/> 説明又は資料の提出	<input type="checkbox"/> 意見の申述
説明若しくは資料の提出 又は意見を述べる機会を付与された 書面の番号及び日付	第 号 年 月 日	
代理人の住所		
代理人の氏名		
当事者との関係等		

備考

- 1 印のある欄については、該当の内にレ点を付すこと。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

年 月 日

代理人資格喪失届出書

長崎県公安委員会 殿

住 所

氏 名

㊞

私の代理人は、その資格を失ったので長崎県暴力団排除条例施行規則第15条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

種 別	<input type="checkbox"/> 説明又は資料の提出	<input type="checkbox"/> 意見の申述
説明若しくは資料の提出 又は意見を述べる機会を付与された 書面の番号及び日付	第 号 年 月 日	
代理人の住所		
代理人の氏名		

備考

- 1 印のある欄については、該当の内にレ点を付すこと。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。